○東北地方整備局告示第百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年八月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類

県道岩崎西目屋弘前線改築工事（青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内から同村大字川原平字大川添地先国有林野地内まで、同村大字川原平字大川添地先国有林野地内から同村大字川原平字大川添地内まで、同村大字川原平字大沢地内から同村大字川原平字大沢地内まで及び同村大字藤川字瀬の上地内から同村大字村市字村元地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野、字大川添、字川原沢、字大沢、字福岡及び字宮元、大字藤川字瀬の上並びに大字村市字稲葉及び字村元地内

２　使用の部分　青森県中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内から同村大字田代字神田地内までの延長12.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道岩崎西目屋弘前線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道岩崎西目屋弘前線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により

青森県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により青森県が道路管理者であることなどから、起業者である青森県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、青森県西津軽郡深浦町を起点とし、鰺ヶ沢町、西目屋村を経て、弘前市に至る延長88.8㎞の路線である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、沿線地域の経済、産業を支え、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える道路として利用されており、また、世界遺産に登録されている白神山地や赤石渓流暗門の滝県立自然公園等の観光地へのアクセス道路として利用されている幹線道路である。

しかしながら、現道は、車道幅員が狭小な区間が存するうえ、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める規格を満たさない線形の不良な箇所及び急勾配の区間が多数存在し、車両の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。また、現道は、歩道が整備されておらず、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況となっている。さらに、特別豪雪地帯であるにもかかわらず、積雪時の除雪による路肩の堆雪幅も確保されていないことから、冬期間においては、なお一層、安全かつ円滑な交通に支障をもたらしている。

本件事業の完成により、道路構造令に定める規格を満たす幅員及び線形等の良好な道路が建設されることにより、本件区間の安全かつ円滑な交通が確保され、集落沿線地域には、歩道及び堆雪幅を考慮した路肩が確保されることにより、年間を通した車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に調査を行った結果、大気質、騒音及び振動のいずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（２）失われる利益

起業者等が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）において国の特別天然記念物として指定されているニホンカモシカが確認され、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等が確認されているが、クマタカ等の希少猛禽類の保全のため、自然

環境に精通した有識者の指導、助言を得ながら工事を進め、自然環境に配慮した施工に努めることとしている。なお、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等が確認され、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、これらの動植物については、本件事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在していることなどから、本件事業による影響は軽微であると評価されている。また、環境への対策として、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）を遵守して工事を行うとともに、工事で発生する粉塵への対策、工事に起因する濁水への対策を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、起業者は、青森県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、車両等の安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づき２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートの決定に当たっては、起点部から青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地内までの、国土交通省東北地方整備局津軽ダム工事事務所が施行する津軽ダム建設事業に伴い貯水池内に水没する本路線の付替区間及び青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地内から終点部までの区間について、それぞれ３案による検討が行われている。

起点部から青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地内までの区間については、山側ルートとする申請案のほか、ダム湖側ルートとする案及び平面線形を重視する案とを比較しており、その結果、申請案は、地形・地質条件に問題が無く、土工量が少なく、構造物延長も短く施工性に優れ、事業費も廉価であることなどから、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地内から終点部までの区間については、現道拡幅と集落をバイパスで迂回する申請案のほか、大部分を現道拡幅し一部をバイパスとする案及びバイパスとトンネルを主とする案とを比較しており、その結果、申請案は、移転を要する家屋が少なく、通過交通と地域内の交通が分散され安全性に優れ、集落とのアクセスも容易であり、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較

衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

（１）事業を早期に施行する必要性

３（１）で述べたように、現道は、車両等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、西目屋村等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

青森県中津軽郡西目屋村役場

第６　収用又は使用の手続きが保留されている起業地

青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野、字大川添、字川原沢、字大沢、字福岡及び字宮元地内